

環境報告に関する第三者保証



独立した第三者保証報告書

2014年7月22日

野村ホールディングス株式会社
グループCEO 永井 浩二 殿

EY新日本サステナビリティ株式会社
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビル

代表取締役

当社は、野村ホールディングス株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「Nomuraレポート2014」(以下、「レポート」という。)の「データセクション-CSR関連データ-環境とのかかわり」に記載されている平成25年4月1日から平成26年3月31日までを対象とする、国内野村グループ、欧州主要拠点、及びアジア主要拠点の重要な環境情報(以下、「指標」という。)について限定的保証業務を実施した。

1. 会社の責任

会社は、規準として採用した会社の方針及び基準(「データセクション-CSR関連データ-環境とのかかわり」脚注参照)に従ってレポートを作成する責任を負っている。

2. 当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士に対する倫理規程」の独立性及びその他の要件を遵守した。

また当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

3. 当社の責任

当社の責任は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている平成25年4月1日から平成26年3月31日までを対象とする指標に対する結論を表明することにある。

当社は、「国際保証業務基準3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際会計士連盟 2003年12月改訂)、「サステナビリティ情報審査実務指針」(一般社団法人サステナビリティ情報審査協会 2012年12月改訂)及び温室効果ガス報告に関しては、「国際保証業務基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」(国際会計士連盟 2012年6月)に準拠し、限定的保証業務を実施した。

当社の実施した保証手続の概要は以下のとおりである。

- ・ 会社のレポートの作成基準及び会社の定める方針・基準に関する閲覧、質問
- ・ 指標に関する内部統制の整備状況に関する本社における質問、資料の閲覧
- ・ 指標に対する本社及び事業所における分析的手続の実施
- ・ 一部指標に対する本社及び事業所における試査による根拠資料との突合・照合、再計算

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その性質、時期、範囲において限定されている。

その結果、当社が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

4. 結論

当社が実施した保証手続の範囲では、レポートに記載されている平成25年4月1日から平成26年3月31日までを対象とする指標が会社の定める方針・基準に従って算定、開示されていないと認められる事項はすべての重要な点において発見されなかった。

以 上